

第 35 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 24 年 1 月 19 日(木) 午後 1 時 15 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 場 所 本庁舎 2 階 第一特別委員会室

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 国分典子 田崎由子 芳賀一英 藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 農林総務課主幹
土木部次長 建設産業室長 技術管理課主幹 建設産業室主幹 入札用度課主幹兼副課長
警察本部会計課企画主幹

ウ 意見聴取対象者

(ア) 福島県土木建築調査設計団体協議会 会長 外 1 名

(イ) 福島県建設専門工事業団体協議会 会長 外 4 名

(ウ) 福島県総合設備協会 会長 外 1 名

(エ) 社団法人福島県建設業協会 会長理事 外 6 名

(オ) 個別事業者

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(1)建設関係団体等からの意見聴取について

ア 福島県土木建築調査設計団体協議会

イ 福島県建設専門工事業団体協議会

ウ 福島県総合設備協会

エ 社団法人福島県建設業協会

オ 個別事業者

(2)各委員の意見交換

(3)その他

ウ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから、第 35 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。それでは、議事について美馬委員長よろしくお願ひします。

【美馬委員長】

これより、議事に入ります。

本日は、建設関係 4 団体及び個別事業者からの意見聴取を行います。この内、個別事業者の意見聴取に付きましては、個別事業者が匿名での意見聴取を希望されておりますので、非公開で行いますので傍聴者の方は予めご了承願ひしたいと思います。

《福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、最初に福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず本日の会議資料となっております調査票に基づき 15 分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問させていただきますのでご回答をお願いします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表させていただきますので予めご了承願います。それでは、説明の方宜しくお願いいたします。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

(資料1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。県の方で、今のいろんな質問等に答えられる課題があると思うのですが、2ページの手続きを簡略化して時間の短縮を図ってほしいとか、こういう問題についてはいかがですか。

【入札監理課長】

低入札調査につきましては、それぞれ低価格で応札してきた会社の根拠・理由等について説明を受け、その金額での履行が可能なのかということを確認し、契約するという制度・仕組みになっておりますので、なぜ低い金額で入札したのか、あるいは、履行できるのかということの理由が会社ごとに異なっております。それを個別に確認しなければなりませんので、確認等の作業の為に一定の期間が必要になってくると思います。

また、工事ですと失格基準というものを設けており、その基準に基づいて一律に失格にするということで短縮が図られる場合もありますが、業務委託の場合におきましては、業務の設計そのものが工事に比べますと内容が複雑ではないということもありまして、入札の際に積算の内訳等は提出は求めてございません。そういう関係もございまして、失格基準を設けることが難しいということもありますので、個別にそれぞれ調査をしたうえで決定せざるをえないという状況にございます。

それから、低入札調査制度の際に落札者決定の経緯を公表してほしいという点についてですが、仮に低入札調査の結果、失格となってその方以外の方が落札された場合ですと、契約締結後に公表する資料の中でその旨は記載されますし、また調査の結果、契約締結となった場合には、落札者となった旨も記載されます。ただし、希望されている経緯の公表というのが、調査項目でどのような調査があって、どのような回答があったかという内容についてになりますと、会社それぞれの低価格で入れたコスト削減方法と、そのノウハウも合わせて公表せざるをえない状況になりますので、その点については困難だと考えてございます。

業務成績については、後ほど土木部の方からご説明させていただきます。

次に、3ページの(2)、評価対象期間を延ばして欲しいという件ですが、業務委託におきまして工事成績評定を農林水産部・土木部両方も導入しましたのは、一昨年10月からでございましたので、現在は3年間と規定してございますが、今後データ等の蓄積が進むと考えられますから、来年度からは4年間に延ばすつもりでございます。

4番目の総合評価の内容について、県内の企業間で格差が広がってしまうという点につきましては、評価の項目、評価の仕方等は随時見直し改善をしているところでございますが、ある程度、企業の間で評価に差が出てくる、例えば、お話いただきました様な、支店営業所等の営業拠点を多く持っている会社の方が有利になってくるというのは、営業拠点があることで業務履行上のメリットも出てくると考えられますので、一定程度は仕方の無いことであろうかと思っておりますが、これが極端に働きすぎたりする状況が確認されれば、工事の場合に行いました様に、評価方法等の見直し改善等もしていきたいと考えてございます。

また、4ページになりますが、建築設計関係で要望いただいております評価項目に賠償責任保険の加入を入れて欲しいということにつきましては、土木部に確認したところ、保険そのものが任意加入であり、加入者は少なく限られているということと、何かしらのミスがあって成果物である設計書等が施工に耐えられない内容であったり、できあがった物が構造物として不備があるという様な場合に、その損害分を担保するという保険でございますので、そういう意味では何かあった時には、保険に入っているから大丈夫なんだということをもって工事を発注する場合の評価を上げるというのは、本末転倒的な、つまりしっかりと成果を出していただいて、しっかりした物を造っていただくのが本来で、その部分の評価したいと考えておりますので、何かあったら保険入っていますからということで評価を上げるということは、総合評価の評価方法としてなじむのかどうかといった点からの検討も必要になっていると考えてございます。

その他の点につきましては、先程申し上げました様に総合評価等については、今後見直し・改善を図ってほしいということで、なお一般競争入札・指名競争入札あるいは、プロポーザル方式等

の発注方法につきましては、工事の場合と異なりまして業務委託におきましては、現在県の中でもさまざまな方向について試行しながら検討を進めているという処でございます。

【土木部技術管理課】

2 ページの方の業務成績の評価項目について明示してほしいというお話でございますが、これに付きましては技術監理課のホームページの方で委託の種類別に評価基準を公表しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。同じく2 ページの建築設計関係の方に、使用後の評価も加味していただきたいというご要望でございますが、この件につきましては、委託業務の契約というものがございまして、土木建築問わず委託契約における契約期間内の業務の実施能力を評価させていただいております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。それでは、各委員の方から質問をいただきたいと思っております。

先程の質問で、業務成績について3年以内になっているのを上げてほしいということですが、来年は4年に見直していくということですか。各委員いかがですかね。

【芳賀委員】

3 ページの4②、本店と支店・営業所等が同等に扱われているということについて、具体的にどうということ、これがおかしいのかをご説明いただけたらと思っております。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

本店と支店・営業所等の評価点が同じになっておりますので、協会の会員数で支店・営業所を設けるところは増えております。

多い会社は、支店・営業所が5箇所くらいあります。そうしますと、地元の企業が落札できなくなってしまいますので、評価点に差をつけてもらえばいいと思っております。

【美馬委員長】

支店は加点される為に、作っているのではないかということですね。そういう可能性があるのですが、本店を置いたところはいいけど、支店・営業所等は単に加点を得る為に便宜的に作っているんじゃないかという問題があるので、区別してほしいということです。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

国の方では、名ばかりの支店・営業所はダメであると相当厳しくやっておりますので、県の方でもお願いしたいと思っております。

【入札監理課長】

現在は、県内企業については本店、支店・営業所等の区別はしておりません。県外に本店のある企業につきましては、仮に支店・営業所等が県内に所在していたとしても、その営業所等を県内企業と同等の評価はしないとしてございます。今ほどの、本店と支店・営業所等を区別していただきたいという話、なるほどという部分もございますが、基本的には支店・営業所等が地域に所在している企業につきましては、本店でなくても地域の状況等を把握できる状況がみられるということもございまして、本店、支店・営業所等を区別する根拠といたしましては制度的にはその理由が難しく、地元本店がある企業が取りやすくなってほしいという話は、状況としては理解できる部分がありますが、制度として考えた場合に、本店と支店は違うのだから点数の評価が違ってくという扱いはなかなか難しいと考えております。

なお、支店・営業所等が乱立しかねないというお話もありましたが、現在使っております名簿に支店・営業所等を登録していただく際には、名ばかりの営業所では登録できません。受任された本人が、その営業所に常駐勤務していないと登録できないよう厳格に運用しております。

【美馬委員長】

今のおりで、加点だけの為に支店・営業所等を作るというのは問題があるというのは、十分承知しているので、そのような悪質な場合については支店として認めないが、ちゃんとした支店を置いている場合には、それが評価されないということになると、評価される内容が狭くなるというデメリットもありますので、支店とか営業所を登録する時に確認をしっかりと行えば、名ばかり営業所の問題は解決できるのかもしれないですね。他にいかがですかね。

【田崎委員】

同じく3 ページの4の④の終わりの方で、手持ち業務や受注件数に制限を設けるとありますが、これはどういった所が良くて、どういった所が悪いのか、教えていただきたいのですが。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

今の総合評価が進んでいきますと、先程も申し上げました様に、取れる会社は資格もたくさんあり、実績もある。そしてどんどん仕事が多くなっていく。ですから、2番の会社はほとんど取れなくなります。そうした場合に、どこかで制限をかけないと取れる会社だけが取れる様になってしまったのでは困る。そういうことで、仮に何千万以上取ったら、次の会社に行くような方法をしていく。国の方でもそういうことを考えていますので、制限をかけないと取れる会社だけが取れるようになってしまいます。

【美馬委員長】

総合評価方式を採用した場合には、有力な企業が加点されるので、ほとんどの入札を独占する可能性が高いので、これを何とか緩和させられないかというのがこの要望になっているということですが、当局はこの問題についてどう考えますか。

【入札監理課長】

たしか昨年だと思いますが、工事の関係の団体から同様の主旨のお話をいただきましたが、国や一部の市町村でも同じ様に一定のシェアを超えるような受注に制限をかけるようなことをやっている場合がございます。ただ、総合評価の評価の中でこういう考え方を取り入れてしまいますと、たとえば制限のかけ方として通常考えられるのが、前年度の受注額の一定部分を超える様な場合とか、あるいは手持ちの件数が何件以上になった場合とかという形になると思いますが、そうしますと企業として努力をされている会社が、報われないということにもなりかねません。総合評価方式といいますがどちらかというと企業努力をできるだけ促進しながら工事の品質、あるいは業務の品質確保を図っていきましょうという考え方でございますので、それに逆行する形になるというやり方については、慎重に考えていきたいと思っております。

【美馬委員長】

総合評価方式が完璧だと思っておりますが、努力が報われるということも残しておかなければいけない。一方では、あまりにもどこかに集中するのは良くない。地元企業の育成という面でも問題があるということは、承知しておりますが、なかなか難しい問題であるということでございます。

他に委員の方いかがですかね。総合評価方式の加点については、私達の委員会の役割ではないのですが、こういう要望が有りましたということはお伝えしたいと思っております。よろしゅうございませうかね。

【安齋委員】

3ページの一番下、地域貢献の消防団員のところですが、我々もなにが地域貢献で一番分かり易いかなということで、何回も検討しておりますが、消防活動とか、そういう物が一番分かり易いということで取り上げていたのですが、それ以外何かいいアイデアはないでしょうかね。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

たとえば、地区の街づくりにボランティアで参加しながら貢献していくとか、できれば設計事務所は小規模ですので、ゴミ拾いに行つての評価よりも、せっかく一級建築士とか職能を持っていますので、その職能を持って地域に貢献する部分を評価していただいた方が、一人の力も大きい部分もございませうので、その辺の評価を上げていただければいいと思っております。

私の事務所の話ですが、会津若松市にありますので、猪苗代町とか喜多方市とか会津高田町とかから従業員が来ていますが、猪苗代町から来ている消防団員の方は、会津若松管内では該当しないという評価になっています。このあたりは地方性も考慮していただければと思います。

【安齋委員】

地域貢献の対象範囲をもっと広くして欲しいということですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

我々の技術、スキルを持って貢献できる部分の評価が入っていないので、その部分大事に使っていただいた方が、社会の貢献度は高くなると考えております。

【安齋委員】

職能的な貢献とは具体的にどういった内容ですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

たとえば、どこどこの町内会で街づくりをしましょうとか、今震災など災害があつて復旧しなくてはならないけれど、いろんな人とワークショップとかで話し合いながら、物を考えて提案しまし

ようとか、絵を描いてあげましょうとか、模型だって作ってあげられますよという様な評価の方が、私は得点が高くていいと考えております。

【美馬委員長】

これは、地域貢献を何によって評価しますかという問題ですが、消防団員に入っているかどうかというのは、明確な人数という客観的に評価できるからいいんですが、先程言われた様な職務にまつわる個人的な形で、いろいろ貢献したという時はなかなか客観的な数字が出てきません。それを評価基準に入れるのは、なかなか難しいという問題があります。

そして消防団の問題については、企業によっては、隣接地域から来ているようなことが一般的なならば、範囲を拡げるのは、地域貢献の一つとしてあり得ると思います。職能的な貢献といった時の客観的な評価や数字が取れるのかどうかというのは、ちょっと難しい問題がありますね。

【福島県土木建築調査設計団体協議会】

たとえば、新聞に報道されたとか、国の地域支援サポート事業に参加して地域で活動しているといったことを証明ができればいいと思います。

【美馬委員長】

この評価には難しい問題はあるということをご承知いただきたいと思います。他にいかがですかね。

【安齋委員】

4ページ下のその他ですが、今回の原発事故による影響なんだろうけども、具体的にどうすればいいですか。

【福島県土木建築調査設計団体協議会会長】

今までは、ボランティアをやってきましたけれど、今後しばらくできなくても、地元企業が不利にならないように評価していただければと思います。

【美馬委員長】

現状をベースにして、一時的ではなく長期的にこれは入れてほしいという要望ですね。よろしゅうございますかね。

それでは、ありがとうございます。これで福島県土木建築調査設計団体協議会からの意見聴取は終わりにしたいと思います。

御協力どうもありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会退席・福島県建設専門工事業団体協議会着席)

《福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取を始めます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず本日の会議資料となっております調査票に基づき15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べていただきたいと思います。

続いて公共工事設計業務単価について、土木部技術監理課の説明を受けたあとに各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表することとさせていただきますので予めご了承願います。それでは、説明の方宜しく願いいたします。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長及び理事】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

続きまして、土木部技術管理課から労務単価の説明をお願いします。

【土木部技術管理課主幹】

(資料2-1により説明)

【美馬委員長】

今、公共工事設計労務単価の決め方について説明していただきました。基本的には、国で手順を定めている。ただ、最後に言われましたように、県の今後の対応とすれば、実状も反映した形のを国に要求していきたいということでございます。

今の説明を踏まえまして、まずは福島県建設専門工事業団体協議会の追加意見はございますか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

国の設計労務単価の基準というものは、毎年聞かせていただいております。私共が危惧しているものはその問題ではなくて、年が明けまして急速に職人不足と労務賃が急上昇しているのに昨年の10月の基準として実態調査をしても、あんまり変わらないと思います。問題は、これから発注される工事について、このことを考慮しなければならないということです。

職人の賃金についても、昨年の暮れから急激に上がってきまして、宮城県では職人は4万円だというくらいに上がってきて、福島県は1万ちょっとしか出せませんから、当然宮城県にみんな流れている。このままだと、今まで仕事で就労してくれた職人もいなくなって、これから発注される工事にはとても対応できないという状態になることを心配しての意見です。

【美馬委員長】

今後の入札の問題として、単価の決め方に問題があるのではないかという意見ですが、事務局どうですか。

【土木部技術管理課主幹】

昨年末から一部職種については急激に上昇していることを把握しており、国土交通省でもその問題を認識し、連絡協議会というものを開催しております。これは、被災3県（岩手・宮城・福島）を含めた発注者側、受注者側の代表の方が集まって協議する場でございますが、この場におきまして、昨年の12月27日に3県共同でこのような上昇に伴う状態を即時に反映できる様な労務費調査制度の制定というものを要望したところでございます。その他にも、地方整備局主催の東北6県の情報連絡会等を開催いたしまして、近々の課題という問題意識の元に実態調査の制度設計について、要望している状況でございます。

【美馬委員長】

国等に要望しているということの様でございます。よろしゅうございますかね。

それでは、各委員に意見をいただきますが、私の方から3点ほどあります。まず、入札制度に伴ないまして不良業者が淘汰されたと、そして結果としては下請が元請になった。そして、今後の課題とすれば技術者が少ない、下請がない、単価が安いと、この三つが多分ネックになってくるだろうという話ですが、一つお聞きしたいのは、たとえば下請が元請になった時に、元請が全部やればいいのではないかと、下請がいなければ、自分の所で仕事を全部すればいい。今まで下請だった業者が、元請になったのだから、それはある程度できるのではないかと。

そしてもう一つ、単価が安いという問題は、上限を超えた時には問題になりますけれども、基本的には入札でいくらで入札しますかという問題であって、入札する方が低い値段で入札しておいて単価が安すぎるというよりは、それは自分達で入札の単価を上げていくという形で対応できるのではないかというふうに思います。

そしてもう一つ2ページの方に実態調査が意味がないとなっておりますけれども、私達は元請・下請関係についての実態調査をするのであって、単価について実態調査を私達の委員会でするわけではありません。下請・元請関係の実態調査を私達の役割だと思ってやっているんですが、それに意味が無いという意味なのかお聞きしたいと思います。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

意味が無いということの形容は、間違いかもしれませんが、急速に建設産業のマーケットが変わってきております。今までは、元請の買手市場だったわけですが、我々職人が不足し、そして労務単価が高くなってきたということで、下請の売手市場となり、今度は元請からこの価格でどうのと言われても、受けませんよという形が出てきているわけです。従いまして、昨年までは元請が受注すれば、それなりに協力して下請が対応してきたものが、今度は下請の考えで元請の仕事をやるかやらないかということに変わりつつあるという意味で、いままでの実態調査の単価を設計積算の単価にしておいては、これから元請が落札できないのではないかとこのことを心配をしているということでございます。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

元請は、作業員を使って直接仕事をすればいいだろうという考えは、これは誠に理想であります。昭和40年代から50年代までは、市内のほとんどの業者は作業員を抱えておりマイクロバスを持って作業員を送り迎えをしていました。ところが、昭和50年代になり国・県の財政が悪くなった時にジョイントベンチャー方式を取り入れ、地元業者が大手ゼネコンとコンビを組んだことで大手の管理手法を学びました。それから、下請を使う様が変わっていきまして。だから、直接自分たちがやるよりも、その方が、経費がかからない、率がいいという手法を大手ゼネコンから学んでしまったのが、県内の建築にしても土木にしてもほとんどはそういう形態が変わって行ってしまった。ただ、郡部はそうはいかない。郡部は、自分達の近郷近在の農家の人達を呼び寄せて、今でもそういう形態をとっていますが、都市部は一旦そういった形態をとってしまった以上、それは不可能だと思います。だから、先程申し上げましたように元請は元請、下請は下請という形ですみ分けされてきたということです。それが、先程申し上げましたように、下請の力の持った人達、いつかは元請になるぞという我慢していた人達が、今度の入札制度で元請に転じてしまったので、余計に減ったというのが私の考えです。

【美馬委員長】

それは、入札制度改革の影響なのですかね。どこか悪かったということなんですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

入札制度改革がなくても、いずれそういう人達は力を付けて直接取りたいということ虎視眈々と狙っていたのだと思います。そこに、タイミング良くそういう形になったというのが現状だと思います。

【美馬委員長】

そうしますと、今回の災害復旧の問題に付きましても、新しい時代に対応した下請が新しく出てくるのではないかと。そうしなければ、事業が成り立たないと。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

現実問題として地元の大手は下請を探しながらやっているのが実状だと思います。その数が少なく、大規模な下請がいなくなってしまうということです。それから、建設業の中で変わったなというのは、協力会を無くしてしまったということです。安く買う為には、協力会が邪魔になると協力会を無くしてしまった業者がいっぱいあります。それは、大手ゼネコンにもあります。状況が悪くなってきた時期ですから、元請の考え方は、分からないわけではないのですが、その為に我々下請もとぼちちりを受けてきたということです。

【美馬委員長】

それは、後半の実態調査にも関連すると思いますが、私達は従来実態調査をするときに元請が安く取ったことの弊害を下請が被っているということを前提に、実態調査を示してきましたが、先程の話では、そんなことはもう無くなったということですか。要するに下請が元請を選ぶ時代になったということになれば、今まで私達は下請と元請の関係は元請が強い立場で下請をいじめているから、それはまかり成らんよという形で実態調査をしたのですが、それについては意味が無いと、そういうことはしなくていいということなのですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

今でも元請・下請関係は、元請があつて下請があります。それに対して、元請・下請関係が円滑でないから、業界発展の為に委員の皆さんにお願いしているわけです。元請・下請関係の適正化をしっかりとやって、労務単価も2万円くらいにしないと、これからの災害復旧工事関係は成り立たないと思います。

【美馬委員長】

入札の単価が安いから、下請にしわ寄せがいくという問題があるというのは分かります。先程の2ページの所を書いて有ります様に、実態調査の意味が無いと。その理由として、先程会長が言われましたので、ようするに今は元請と下請の関係は大きく変わったと。だから、この実態調査の意味は無いのだという主旨と思ったのですが、そこは違うのですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

実態調査の意味が無いのではなくて、実態調査で出てくる数字で、これから積算すれば合わなくなるという心配です。

【美馬委員長】

それは、単価の問題ですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

そうです。今、専務が申し上げた、元請・下請の関係というのは、本来は元請もそれなりの設備・人材・機械を所有すべきですけども、今はみんなペーパー建設業ということで、なにも持っていません。従いまして、下請がないと元請が成立しないのが現状なのです。今まで下請はそれでも我慢してやってきましたが、この震災の需要と職人不足から、もう元請のいいなりには、なりませんよという空気がでてきているのを心配をしているわけです。

【美馬委員長】

それでは他の委員の方、ご質問いただきたいと思いますが、いかがですかね。

【安齋委員】

資材の方は、急激にアップしたりダウンした時には短期間に調整してやっていますが、賃金・給料のほうは、今までとおおり一年毎ですか。

【土木部技術監理課】

資材につきましては、毎月見直しをかけておりまして、改定まで多少時間は空きますが、毎月変えています。労務単価につきましては先程説明いたしました様に、国の2省中心の協議会で決定するというようになっておりますので、補助事業をいただいている県の方でもそれに倣わなくてはならないということで、年1回の改定となっております。

【安齋委員】

業界の方が言っているのは、毎月とはいわないけれども、実態調査の頻度をもっと上げてほしい。それを国に要望しただけではすまないから、実現に向けて努力してほしいということ言ってるわけですよ。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

この問題に引っ掛かるのは、会計法ということで、これが基準だからダメなんだという。このまま進めたとすると、元請も困るけども我々も困る。従って、仕事ができないという問題が出てきますよ、というのが今回の大きなテーマじゃないかと思っております。

【安齋委員】

そうすると分からないのは、宮城県の方に職人が流れるということは、宮城県の方はもっと頻繁に上げているということなのですか。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

宮城県は沿岸部で被災した民間企業が多くおります。公共事業はまだそれほど出ていませんけども、民間企業で職人がいないから、幾らでもいいから連れてこいということで、いままで福島県と宮城県の賃金差がほとんどなかったのが、急激に宮城県が上がってきました。その為に、今まで福島県の仕事をしてきた技能職人が、宮城県にとられているという状態です。今後その人達が戻ってくるかという、震災復興工事が次々と出てくれば戻ってこないだろうと思います。従いまして、現在の安い単価だとすると、職人不足で仕事はできなくなるということが、我々が危惧している問題であります。

【安齋委員】

宮城県では、公共事業の単価見直しはまだ行っておらず、民間の方の単価が上がっているということで、いずれ公共事業の単価の方にも影響するでしょうね。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

先程、3県で協議しているということですが、災害復旧という大きな課題を抱えた時に、会計法でダメだからダメではなくて、おもいきった政治的な対応をせざるを得ない時期にきているんじゃないでしょうか、というのが我々の主張であります。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

それともう一つ。このままでいきますと、工期が年度末で終わろうというのが、人手不足でずれ込んでいきます。こうした状況を県の発注機関も考えて発注し、工期期間を長めにとっていただければ幸いです。

【土木部技術管理課主幹】

災害復旧工事の工期につきましては、災害が発生時点から従前よりも長い工期をとるような予算の設定をしております、それ以外で発注後にそのような労務者の方々の不足とかが分かり工期が

かかりそうだというものに付きましては、繰越し手続きをしている最中です。

【安齋委員】

入札が不調に終わったというケースが最近続出しており、それは必ずしも労務単価だけでなくいろいろな要因があると思いますが、不調になった時、結果的には100%でも入札に応じないということだと、いずれ単価の見直しという形になるのかと思いますが、それは県も認識していますか。

【土木部技術管理課主幹】

労務単価が一因になっているというのは十分存じておりまして、先程話しにあった様な制度の問題点に付きまして関係各界からお聞きしておりますので、今までの制度と違う様な形での制度設計というものを国も入って一緒に話し合っている段階です。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

建材ですが、ここにきてサッシの納期がものすごく遅れています。海外で洪水があったという問題がサッシ業界にきており、資材が入らない。資料に職員単価4万円と書いてありますけれど、本当にそういう実態があります。福島県でもここまでということは言いませんけども、よく検討していただきたい。それから、私達組合の方で出している東北6県の職人の単価表と、国の方で出している単価とのギャップがありすぎるのではないかという感じがします。

【美馬委員長】

土木部の方で情報を持っていると思います。そして全国各県毎に国が労務単価を決めているということですね。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

ということは、福島県は青森県より単価が安いのですが、どういうことなのでしょう。

【美馬委員長】

それは、実態を調べた結果そうなっているということです。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

それは分かりますが、調べたライン、要する元請から2次3次の下請になった末端の所からそういう価格が出てくるのでしょうか。

【美馬委員長】

それは、国の統一的な基準でありますので、福島県だけが低い所を取っているわけではないです。

【福島県建設専門工事業団体協議会理事】

私は、あれを見せていただいて、青森県とかの職人の単価が高くて、福島県はなんだろう。サッシ業界も、1万2千円から6千円です。それでも人がいなくて、みんな仙台の方に引っ張られている。だから、福島の建築業者の方も相当参っています。

【福島県建設専門工事業団体協議会会長】

元請下請適正化法について、全くという言い方もおかしいかもしれませんが、今守られていません。たとえば、災害復旧を含めた公共事業を受注した元請には、今までの3割でなくて4割の前渡金を払う制度が出来ましたが、下請にはほとんど支払われておりません。やはり、下請業界を含めた建設産業、そして地域経済を活性化させるには、元請に元請下請適正化法を守らせる必要があると思います。極端な言い方をしますと、前渡金で今までの借金を返したという会社まで出てきます。それでは、何の活性化にもならないので、この委員会から元請に対して、元請・下請関係の適正化をしっかりと守らせるような方針を出していただければと思います。

数年前一時的に、前渡金を下請にまで出してくれた時期があるのですが、今はこれほどの事業量があってもほとんど支払われていません。守らなくても捕まるわけでもないし、違反になるわけでもないということで、支払ってくれない。災害復旧を含めた建設産業全体のことを考えた時には、もっと元請・下請適正化を確実に守らせるという方法が一番いいんじゃないかと思っております。

【美馬委員長】

私達もそれについては十分意識しておりまして、去年から一年間かけまして元請と下請の関係の適正化ということを重点的に取り組んでまいりました。そして、抽出して行う実態調査も、現場まで行って元請・下請の適正化が守られているかどうかチェックしますということを公表し、調査しています。そういう意味で元請・下請関係適正化には、委員会も重点的に取り組んでいます。

今回の災害復旧の問題に付きましては、先程出てまいりました様に労務単価の問題、あるいは資材等含めて、短期で決められた期間にはできないという様な実状があるということは、認識してお

りますので、そこは県にも単価の改定はもう少し実態に応じたもの、あるいは今の緊急事態には工事期間も延長をするような特別扱いが必要になるのではないかとすることは、委員会としても議事録に残しておきたいと思えます。よろしゅうございますかね。

時間になりましたので、これで福島県建設専門工事業団体協議会からの意見聴取を終わりにしたいと思えます。

御協力どうもありがとうございました。

(福島県建設専門工事業団体協議会退席・福島県総合設備協会着席)

《福島県総合設備協会からの意見聴取》

【美馬委員長】

それでは、続きまして福島県総合設備協会からの意見聴取を始めます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず本日の会議資料となっております調査票に基づき15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。その後、各委員から質問させていただきますので回答をお願いします。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表することとさせていただきますので予めご了承願います。それでは、説明宜しく願いいたします。

【福島県総合設備協会会長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。事務局の方から答えられるものについて答えてください。

【入札監理課長】

まず、2ページ目最低制限価格の水準の話で、93%という具体的な数字もお示しいただいておりますが、最低制限価格の本来の主旨は、工事の品質の確保、一定の履行水準を確保する為に、あらかじめ工事毎に設定をするということでございますので、水準そのものにつきましては工事毎に適切な水準というのが個別にあるかと思えます。そういった意味で、一律の何%といった水準の設定というのは、馴染まないのかなと考えてございます。ただ、前は、85%から90%までの幅を持った中で水準の引き上げを行って行りましたが、その点については、品質確保という観点から設定する中でも、その業務を実際受注されている建設業界の経営状況が、非常に悪化していったという状況も踏まえながら水準について考慮したということでございます。経営状況につきましては、最近民間の調査で出ているものによりますと、改善傾向が見られておりますので、その状況をもう少し見極めてまいりたいと考えてございます。

低入札の調査制度に付きまして、厳しい制度にとの話でありますけれども、国の制度との比較は単純には難しいと考えております。なぜかと申しますと国の方では法令上、最低制限価格を設定することが出来ないということになっておりまして、県や市町村の場合は地方自治法が根拠になって、最低制限価格制度があるのですが、国にはそういう制度がございませんので、国では低入札価格制度を厳格に運用する形で、できるだけ最低制限価格制度に近い運用を考えていることからこのような形になっているのだらうと思えます。県の場合は、最低制限価格を設定すべき工事と低入札調査を運営すべき工事というのがありますので、それぞれに適切な制度運用をしているという考えで行っております。また、失格についても、失格基準という数字的な判断基準を設けてございますので、単純に低入札に関わってもすぐに契約できるというものではないという運用をしております。

気になりましたのが(2)の話ですけれども、今日お話いただいております団体が受注される工事というのは、通常県の発注種別でいいますと電気設備・暖冷房設備工事になるかと思えますが、この2種の工事、昨年と今年で低入札調査に該当し、かつ契約までいった案件というのは、こちらの調べでは1件しかないの、設備関係の工事ではあまり頻繁に起こっているものではないということをご理解いただければと思っております。

総合評価方式の話ですが、施工体制事前提出方式に付きましては、入札の際に下請の会社名まで書いていただいたうえで入札していただいておりますが、当然その後の事情によってその会社と契

約できない、あるいはその会社が工事を施工できないということは考えられますので、その理由を付して変更を申し出ていただければ、大幅な変更の場合には認められないとなろうかと思いますが、理由があって変更が必要だということであれば、変更は可能な制度としております。そのことに付きましては、入札説明書等にも記載がございますので、ご確認いただければと思います。

(3) につきましては、基本的にこちらで考えておりますのは、建設業法上の見積期間、大きい工事ですと15日間確保しなければならないとなっておりますが、その見積期間の中で応札する前に、まずは下請に予定されている企業とは値段の交渉はしたうえで、下請にいくら払えるのかということを確認してから応札していただくのが筋だと考えてございまして、この施工体制事前提出方式で行う場合には、交渉していただけるよう法定の15日間よりも長めの見積期間を設定することにしております。なお、事前提出方式でない場合であっても、基本的には交渉していただいて、札を入れて取った後でこの金額でやってくれと下請に言うことのない様にしていただければと考えてございます。それぞれ評価項目等の話もございしますが、評価項目に付きましては、それぞれの実施状況を見ながら、必要に応じて見直し・改善をしていきたいと考えております。ただ、3の(1)にあります、発注者の方が直接点数を左右できるようにという話についてですが、県の入札制度におきましては、できるだけ発注者が受注者決定に直接関わらない制度を目指して見直しをしておりますので、そういった点から、このご要望は今までの制度改正の方向とは違った話になっているのではないかと考えてございます。

【美馬委員長】

ありがとうございます。それでは、各委員の方にご質問等いただきたいと思いますが、いかがでございませぬか。この、最低制限価格は93%が妥当であるとして書いてあるのですが、やはりこの業界も過当競争の体質があるのですか。本来それは最低制限価格であって、自分達の判断でもっと高くしなければ成り立たないと思えば、100%に近い札を入れればよいということで、93%以下だったら失格になりますよという問題です。談合は困りますが、上については100%まではOKということですので、業界自身が自分達の自己責任で落札率を上げることは、可能である。この背景には、適正な競争というのは必要だということで、みんなが満足するということではなくて、ある程度努力をしていくとその企業は報われるという体質は残して置かなければならない。みんなが、儲ける所まで上げてしまうと競争が起こらないという問題があると思います。他の委員の方いかがですか。この新しい元請下請関係のガイドラインは良くできているのですか。

【福島県総合設備協会会長】

下請の立場に立ったガイドラインになっています。特に指値発注といいますか、幾らでやりなさいということが今まで行われてきましたが、これは、建設業法違反であるということを確認になっています。それから支払に関しても、同様の記載があります。不当な使用資材等の購入強制も禁止しなさい、やり直し工事に対しての支払いであるとか、全てそういうものが入っています。元請と下請、一緒になって守っていければよくなるのではないかと思います。

【美馬委員長】

これからは、きちっと文書、あるいは契約書で事前に決めておくということが必要になってくるのでしょうか。

よろしゅうございますか。各委員の方いかがですか。

今度の震災の影響というのは、どのように出てきていますか。震災復興の需要とかそういう面での入札制度に対する影響はありますか。

【福島県総合設備協会会長代行】

県の方ではまだ件数も少なく影響は特にありませんが、相馬市では随意契約での発注が多く、総合設備関係の業者が落札しているケースが非常に多いです。

【美馬委員長】

県の方でも、緊急の場合にはスピードが大事だということは、十分認識しております。スピードが大事な所では、随意契約もどんどん入れていこうという方向にあります。震災復興は大変なことです。是非みなさんの御協力を得たいと思います。みなさん、よろしゅうございますか。

それでは、これで設備協会からの意見聴取を終わりにしたいと思います。

御協力どうもありがとうございました。

それでは、ここで10分くらい休憩をとりまして3時15分から再開したいと思います。

(福島県総合設備協会退席)

(休憩)

(福島県建設業協会着席)

【美馬委員長】

それでは、福島県建設業協会からの意見聴取を始めます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず本日の会議資料となっております調査票に基づき15分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は事前に各委員に送付しておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べていただきたいと思っております。その後、各委員から質問させていただきますので御回答をお願いしたいと思います。

また、本日の議事につきましては、県のホームページで公表させていただきますので予めご了承をお願いいたします。それでは、宜しく説明をお願いします。

【福島県建設業協会会長・専務】

(資料4により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。それでは、事務局の方から答えられるものについて答えてください。

【入札監理課長】

入札制度関係で、最低制限価格について3ページで経営状況の悪化が引き続いているとお話いただいております。引用された資料の方で確認させていただいておりますが、売上高経常利益率は引き続き悪い状況でございますけれども、これは会社としての経営結果ということでございまして、この他に資料の中に工事そのものの収益の度合いを示す指標といたしまして、売上高総利益率という数字がございますが、こちらの方は東北地方では平均を上回っております、東北では2位の結果になっております。ただ、逆に売上高一般管理費率の方が、東北地方の中でも福島県は高い状況ということから、利益が出ない原因が工事の採算のせいなのか、それとも会社として今まで厳しかった物を引きずっており、経営的に立ち直るチャンスが掴めていない為にそういうことがおこっている過渡的な現象なのか、経費の中身も含めて分析してみないと工事の採算が悪いから赤字なのかそうでないのかという所が、まだよく掴めないと考えてございます。小規模工事ほど、また小規模な会社ほど経営的に悪いという話では、入札制度の面で対応ができる部分と、実際工事の施工過程において当初予定した通りに進まない場合に余計な経費が掛かって結果として赤字になってしまうということも考えられますので、その辺に付きましては、ワンデーレスポンスなど土木部の方でも対応を進めておりますので、そういうことで改善が図っていただけるのではないかと考えてございます。

低入札価格調査制度に付きましては、国交省の様なやり方をできないかというお話いただいておりますが、国交省と県や市町村の場合制度が異なる面がございまして、国におきましては最低制限価格制度というのは採用できない。県・市町村は採用できるので、県の場合では、最低制限価格で対応すべき工事と低入札調査制度で対応すべき工事を分けられる。ところが国はそうできないので、低入札調査制度を最低制限価格制度に近づけた運用をしている為に、厳しい低入札調査制度の運用になっていると考えております。なお、県におきましても低入札の際に失格基準を設けるなどして、調査をしなくても自動的に失格となる制度も合わせているということでございます。さらに、低入札が非常に多い企業、少ない企業があるだろうということで、国等において入札参加資格制限などのペナルティを検討しているというお話をいただいております。私共も、まだ制度面での具体的な検討には至っておりませんが、どういう会社が低入札調査に多く該当しているのかという資料等については、内部では既に集積しております、検討に値することであると考えてございます。

総合評価方式でございますが、それぞれの評価項目は確かに各会社によって有利・不利等ございます。ただ、全体としての不具合等が見受けられるという状況であれば、昨年11月に見直しを図った様に、今後とも結果を分析しながら必要な見直しは行っていきたいと考えてございます。それから、施工体制事前提出方式(オープンプック方式)での提出期間の延長ということですが、基本的には通常よりは提出期間は延長してございます。ただ、ここでお話いただきました様な災害復旧工事の関係で、さらに厳しい状況にあるということであれば、その辺の状況については、入札不

調の対策の中で、合わせて検討を進めてまいりたいと思っております。

5 ページの所で、今回の震災に対して企業の皆様方に災害復旧・応急対応等、大変御協力いただいておりますことは承知してございますので、そういう面での評価項目への反映、または被災した企業が得点できない様になっている評価項目等もあるかと思っておりますので、これらの震災における影響への対応ということについては、現在検討をしているところでございます。

地域要件に付きましては、舗装ではなく一般土木工事において改定をいたしまして、従前1000万円未満だったものを、3000万円未満までは管内となるような見直しを行っておりますが、この際にも検討させていただいたのは、いわゆる入札参加者数を確保できるのかどうかという観点でございます。県の入札制度改革に当たりましては、競争性を確保することによって、不正の発生をできるだけ押さえていきたいと思いますという考え方がございまして、そういった意味では、入札参加者数を一定以上確保していくという考え方は、今後とも維持していく必要があると思っておりますので、一定数の考え方としまして、現在は概ね50社又は金額が小さい場合は30社という考え方で運用しております。この地域要件の見直しによって、例えば必要数50社・30社の考え方も見直すということになれば、これまでの原則を変えるということになると思っておりますので、そういう場合には委員の皆様によくご審議をいただきながら、考えていかなければならない問題だと思っておりますし、また、工事の施工金額の範囲も含めた見直しをご提案いただいておりますから、格付のあり方も含めた見直しを考えながら入札参加者数が確保できるのかといったことを検討することになるかと思っております。こういう点に付きましては、基本的には先程申しました様に入札参加者数を確保していくという大前提の元に検討が進められるべきものと考えておりますから、今現在の名簿で格付は既に固定しておりますし、地域等に付きましても、これから企業の数等に大きな変化があるとは考えにくいので、現時点ではこのまま維持して行かざるを得ないと考えております。ただ、先程申し上げました様に、様々な議論の結果を踏まえて今後検討する余地はまだあるかと考えてございます。

【美馬委員長】

ありがとうございます。各委員に意見をいただきたいと思っておりますが、いかがですかね。

【芳賀委員】

5 ページの(3)、労務単価の高騰ということが出ていますが、これについてはどの様にしていくべきなのか。その点について具体的に提案等はいかがなのでしょう。

【美馬委員長】

この労務単価につきましては、国の方で一定のルールがあつて、それに基づいて労務単価は決める様になっている。県独自で、それを決める様にはなっていない。そこになかなか難しい問題があり、うまくいかないというのが現状なのです。ただ、緊急の災害復旧の問題がありますので、3県で合同で、何とか改定・見直してほしいと要望を出している。なかなか国のルールに基づいてやる場合の価格改定というのは、そう簡単ではない。だから協会で、こういうふうにしたらどうだという案があればいただきたいと思っております。

【福島県建設業協会専務】

今、委員長の方からお話ありました様な仕組みになっているということは、重々承知しているわけですが、先程もお話申し上げました様に、平成7～10年、全国の建設投資額84兆円。現在、日本国内の建設投資額が約40兆円と約半分に投資額が減っている。それに合わせてきたスリム化を余儀なくされまして、約15年くらいかけて、全国的に建設業界、機材・人材含めてスリムになってきております。その中で、東日本大震災という、今までの投資額をはるかに上回る工事が短期間に発注されるということになれば、東日本管内いわゆる福島・宮城・岩手の中では、人材機材も含めて相当数不足する。そうすると受給バランスが崩れるわけですから、経済論理からいけば需要と供給のバランスの中で、資材・人件費の高騰があるわけです。今の単価の決め方というのは後追い型である。ようするに、実勢調査というのをやりますので、どうしても後追いになっていくと。リアルタイムにはなかなか改定されないというものがあるわけです。ですから、先手を打つ必要があるのではないかとということで、県にも国にもご提案をしています。それで、需給バランスを考えていくと国土交通省所管ばかりではなくて、厚労省所管のいわゆる労働行政の根幹にも触れるものではないかなと考えております。いわゆる、発注者というか国策として労働力の移動をやる必要があるのではないかと。その中では、たとえば九州の人が福島に来るとなると宿がない、宿の

手当をどうするのだという話になりますので、大きなダム工事等の場合には、営繕費の中で、宿舎を自ら作ります。これは、設計単価の中に入ってございます。そこに作業員・技術者を寝泊まりできる宿舎を作ります。

【美馬委員長】

それをやるということは、実質もそれに伴わなければならないわけですから、労務者は県外から実際に入れるということですか。

【福島県建設業協会専務】

全てではないのですが、不足分を集めるのに単価の高騰があるわけですから、そういうことをやって、国内でうまく労働者の受給バランスを取れるような形ができれば、単価がある程度押さえられるのではないかと。後追いじゃない先手を打つという手は、そういうことである程度考えられるのではないかなと思います。

ようするに、こちらの方に移動していただくと、その中で出張旅費とか宿泊費というのが伴いますが、それもきちっと面倒を見るということです。それを今までは、単価の中で見ていますから、そうではなくて、そういうものは別ですよと、移動費は当然国策として面倒みますよと。そうすれば、単価に影響しないわけです。そういうふうに、単価に向かない方策もあるのではないかなと考えております。全て単価に向かせるのでは、1万が2万・3万になるのが当たり前です。ですから、どこかで労働需給バランスというか労働行政の中で、何かいい方法がないかなと思っています。

【美馬委員長】

仕事をこなす面で、労務の人がいない場合には効果があるかもしれないけれども、採算性という意味では、あまり影響は無いですね。

【福島県建設業協会副会長】

今回の大災害は、今までの災害とは規模も全然違います。しかし、過去の災害復旧の例を我々肌で感じている処を申しますと、災害復旧工事が一段落した時には、必ず建設会社は疲弊します。ですから、今回の大災害から復旧した時に、福島に地元の業界がある程度残る様な施策をとっていただくには、今専務が申し上げた法規的なもの以外のもの、それも必ず必要になると思います。

【美馬委員長】

地元の産業を育て、残す為には、地元の労務者を育てていかなければならない。専務が言われたように、仕事をやる為には足りない場合人は県外から引っ張ってこいということになると、今度地元で人は育たない。逆になるかもしれません。

【福島県建設業協会理事】

しかし、地元で労働力が無いわけではありません。

【美馬委員長】

そうすると、単価をもう少し上げてということになりますが、国のルールがあるからそう簡単ではない。

【福島県建設業協会理事】

そのルールですと専務が申し上げたとおり生半可でないタイムラグがある。

【美馬委員長】

それは私達も非常に問題意識は持っていて、それは何とかならないかということで、3県で合同で国に要望しているということです。

【福島県建設業協会理事】

現在、1日10,700円という県の労務単価で発注をいただいておりますが、我々が職人に払っている金額は、12,000円でございます。それは、厚生労働省の緊急雇用対策事業でガレキの撤去の賃金が12,000円で募集が出ており、皆がそちらの方をやりたがるのでなかなか公共工事に携わる労務者が集まりません。それから、双葉郡の方達は避難しておりますが、その方達は以前の賃金の6割の失業保険を貰い、原発の補償で去年との差額分、遺失分ということで100%貰って、合計160%貰ってしまうということで、なかなか雇用の為に動きだそうとしていないというのが現実です。これから復旧工事をやらなければいけないとなると、先程お話しした様に、地元で出来る限りは対応しようとしておりますが、除染でありますとか復旧工事の大型化によりまして、当然労働集約的な部分では足りなくなります。ということであれば、ある程度金額で面倒を見ていただくということで人を集める、あるいは、もう一度産業を立て直すということを時限立法

的にやっていただけないかなと思います。現実的に、宮城・岩手の方では放射能災害がないものですから復旧工事が早く進んでいます。相馬の人はみんな宮城県の工事に引っ張られておりまして、現実的に向こうで食事付き宿付きで18,000円、大工ですと2万円超えております。そういうことで、仮設住宅建設の際も宮城・岩手の方に流れていったというのが実態です。単価の見直しをお願いしても先程のタイムラグがあり、次の見直しは3月だという様な話になっておりまして、現実にはハローワークで去年の8月から募集しておりますが、ほとんど人がこないという状況です。

【美馬委員長】

2つの問題があると思います。1つは、12,000円という金額が設計単価と同じ形で、予定価格に反映できないかという問題があるのですが、そこは事務局どうなんですか。単価改定の時、12,000円をベースにして、単価を決めるということはありませんか。

【土木部技術管理課主幹】

今の制度上は、公共事業の設計労務費調査の結果から出しておりますので、ありません。なお、従来からそういう実状はいただいておりますので、今までの決め方じゃない決め方ができる様な制度をできる様に国に要望しておりますし、話し合っている状況でございます。

【美馬委員長】

国には要望しているということです。もう一点の問題、仙台市の問題は先程も他の団体から出しましたが、その時に言われたのが、仙台市の場合には民間事業なので、単価は民間企業が自由に決められる。ところが、宮城県でも公共事業については、多分同じ扱いになるでしょうということで、そことの競合関係は無い。ただ今は、宮城は民間企業が中心になっており、緊急性もあって、企業の判断で単価をあげる事はできるが、今の福島の場合は、公共事業という土俵の中ではなかなか宮城県の様にはならないということの様です。

他の委員の方、意見いただきたいと思います。いかがですかね。

先程の12,000円の仕組みを導入するためには、今の制度ではなくて別の制度を導入することになると思うのですが、制度をいじるということになったら、そう簡単ではないと思います。

ただ、単価改定の問題は、緊急の課題であり、何とかタイムラグを短くして早い段階で実状に合わせた単価改定が必要だということは承知しておりますので、県もそれに付いては努力しているということでございます。

後もう一つ、元請下請の関係に付きまして、この委員会でも下請状況実態調査というものを今年からやっております。下請いじめが明白な場合には調査にも入りますよということをやっているのですが、そこらへんの評価についてはどうですか。元請だけではなくて、下請も地場の産業としては重要で、そこをちゃんと育てていくという面でも下請いじめはまずいという認識を、持っています。問題があれば、現場に行って調査しようとしております。

【福島県建設業協会専務】

民間同士の場合ですと元請強しということがどうしてもあります。ですから、行政サイドである発注者の方で、きちんと調査をしていただければ是正していただくようにならないと、なかなか我々元請も直りにくい。昨年もお話ししましたが、やはり強制力を持った形で現地調査をしていただければ、是正勧告をし、それで直らない様であれば、行政処分ということでやっていただいた方が、直りやすいというのが本音でございます。行政機関が抽出調査をするということでお話いただいておりますので、我々もそれに期待したいと思っております。

【美馬委員長】

時間となりましたので、これで福島県建設業協会からの意見聴取は終わりにしたいと思います。

御協力どうもありがとうございました。

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げた通り非公開となりますので、傍聴者の方及び報道機関の方にはご退席をお願いいたします。なお、非公開部分の議事の概要につきましては、会議終了後私の方から説明いたします。公開での審議再開は、16時30分頃を予定しております。それでは、ご退出の方をよろしく願いいたします。

(福島県建設業協会、傍聴者及び報道機関退席、個別事業者着席)

(以下、非公開部分について概要のみを記載)

《個別事業者からの意見聴取》

(調査票の主旨)

1 受注状況について

○落札率が70%台まで下がったときに下請ではとてもやっていけなくなったが、元請志向が強かったのが、条件付一般競争入札の導入はよかった。

○総合評価方式については、建設業としてのとらえ方を含め、まだまだ改善の余地が多い。

2 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

○工事規模が小さくなるほど高くなる設定水準は当然である。

3 総合評価方式について

○総合評価方式は良いことだが、評価項目が偏りすぎている。出口（工事の出来映えなど）での評価を重視すべきではないか。

○社会貢献等の企業努力を評価することもよいが、そちらが過大となり会社の力が落ちることは問題。会社が存続するだけでも社会貢献ではないのか。

○社会貢献を行うような費用については、積算に含まれているのか。

○消防団やボランティア活動等は選択項目とすべきではないか。

4 電子入札・電子閲覧について

○導入した会社ではそれなりの経費が掛かるのだから、もっと件数を増やすべきである。

○参加可能な案件は応札している。

5 元請・下請関係の適正化対策について

○現状の表面ばかり見て対応しても、根本の仕組みを直さない限り直らない。

○元請と下請にはそれぞれ役割があるので、金額にも反映されるべきである。

○しわ寄せについては、元請が悪いとかではなく、発注者にも対応のまずさがある。

6 その他

○一時、公共工事やこの業界に対する批判があり、県の入札制度改革においては、変えるべきではなかった価格にも手を付けられてしまったために、この業界は小さくなってしまった。

○災害が起き工事量が増えても、職人が不足し不調が増えることは、これまでの経緯からすると当然の結果であり、これから若い技術者を育てていくのも時間と費用がかかり困難である。

○建設業界は社会資本を担っている重要な産業であり、地域雇用の受け皿ともなっている。労働安全の費用も加味した適正な積算で工事を発注し、事故を減らすなどの対応を取らないままでは建設業界は暗いままである。

【美馬委員長】

事務局の方から、出された調査票について何か回答することがあればお願いします。

【入札監理課長】

総合評価方式は、技術的な側面での評価ばかりではなくて、施工する会社の地域にとってメリットがあるのか無いのかという観点からの評価もしなければならぬと考えておりますので、そういった意味から県の総合評価方式では、技術的な側面からの評価に加えて地域貢献といったものを評価項目に加えております。そういう評価項目の中に、消防団員を雇用しているのか、あるいは会社としてボランティア活動しているのかという評価項目を設定しており、消防団員等につきましては、都市部より、中山間地域等の地域において消防団員の活動が地域の存続に欠くことのできない活動をしていただいているという点や、役場の職員以外の方々に消防団員へのなり手がなくて困っている状況があるということも踏まえて、評価項目として加えております。ボランティア活動につきましては、地域において一般的な貢献活動といった意味から評価項目に加えておりますが、こういった活動が公共工事の受注にどれだけ評価項目として意味があるのかといった御意見もいただいておりますので、11月の改定の際にボランティア活動の評価をどうしようかという議論をしましたが、震災でボランティア活動が非常に注目されている中であって、ボランティアの評価項目について大きな変更をするのは時期的にいかがなものかという議論がございまして、ボランティア活動評価については、以前と同様の評価項目として存続しているという状況でございます。ただ、評価項目につきましては、これまでも必要の都度改定・運用方法の変更等をしてしておりますので、今後とも結果を見ながら改善・見直し等はしていきたいと考えてございます。

また最初に出口の評価、成果品の仕上がりを重視すべきだという様な主旨の御意見を頂きました

が、出口の評価といった意味では、成績評定を評価項目としております。

電子入札・電子閲覧等について、全面導入まで県は至っておりません。それは、県で入札参加を希望されている会社それぞれの規模がございまして、どうしても電子入札に参加する為の環境整備、インターネットに繋がっているパソコンとそれに加えてICカード・ICカードリーダーなどの設備が必要になってまいります。さらには、画面を操作できるだけのパソコン操作等に慣れた方を雇う必要がございまして、現在電子入札で登録していただいている企業が、県の有資格企業の中で3分の1程度に留まっているという状況でございますので、その状況等を見ながら、電子入札の案件を増やしていこうと考えておりますが、一気に全面導入という形にはならないのが実状でございます。

【美馬委員長】

県の予定価格の設定が、若い人達の教育とか、あるいは機械とか設備の維持費とかそういう様な諸々の諸経費が、加味されていないのではないかとこの質問だと思うのですが、それについては県はどう考えていますか。

【個別事業者】

加味してないとはいいません。ただ、それが不足していると考えています。今の現状では間に合わないから上げてくださいということです。そして今の県の回答なのですが、出口の評価を重視すべきということについては、もっとやって頂きたい。県の総合評価方式につきましては、地域貢献を考えているというのであれば、消防団がどんどん少なくなっているご時世で、その消防団に入っているからそれを有利にするというのは、ちょっと不公平なのかなと。だったら、評価項目の選択方式に改めていただきたい。やはり社会貢献というのは、会社がある事自体も社会貢献だと思います。基本は会社が儲けて利益を出して雇用を維持していくことが、社会に対する第一の貢献だと思います。その中で、どこどこでボランティア作業をやりましょうということが、社会貢献として本当にそれでいいのかと思っております。電子入札についてですけれども、段階的にやるのはいいですが、一時期電子入札でないと入札ができなくなった時期がありました。電子入札については、仕事を取れるか取れないかの物ですから、我々は県で仕事をしたいのでICカードやそれを使う事務員の経費は掛かりますが導入しました。こうした経費が掛かるので経営事項審査の点数は悪くなりました。こういう経緯もありますので、導入する人がまだ少ないからもうちょっと様子を見ましょうということで件数が減らされるのでは、不公平ではないかと思います。

【美馬委員長】

今の問題を含めて事務局どうですか。色々な経費が足りないのではないかと。

【技術管理課主幹】

公共工事設計労務単価につきましては、国にならっておりまして、実態の調査を踏まえて十分に検討しないと改定できない制度になっており、この様なものが今回の災害復旧を急いでやらなくてはいけないという状態には合わないという課題があるという要望は、国に対して申し上げている状況でございますし、被災3県の中で共通した意識を持って、具体的な事例も含めて取り組んでいこうという話をしている段階ではございます。なお、安全管理費の積み上げにつきましては、同じく国の基準上は少ないという話がありましたが、共通仮設費という中で、その費用は計上しております。更に現場状況によって不足する場合は対応できるようになっております。

【美馬委員長】

少なくとも単価、あるいは積算の見積の仕組み、これは国で決められたことをやっておりますので、県のレベルでそれから外れて加味するという事は難しく、国のレベルでの改定が必要になるということの様です。安全対策等についても、国の積算の仕組みを踏襲する以外にはない。

総合評価方式の問題ですが、地域に存在すること自身が地域貢献だと言われるかもしれませんが、やはり私達は総合評価で、区別をしたい。地域貢献をきちっとやっている者は高い評価をして、そこは有利になる。それは、県の政策も含み、例えば先程言った様に、消防団員が少ないと困るということになれば、そこに貢献している者には高い評価をあげるということは必要なのです。

地域で存在する事自体が、と言うお話しですが、たとえば雇用に関して地域の人達をたくさん雇っている者は、私達はそれを加点していきましようということで、総合評価方式の加点の制度は、そこに努力をする者は報われる様な仕組みを考えるということですので、それは差別化ができれば意味が無いのです。

そして、最後の方に書かれておりました入札制度改革の問題で、お金の問題とか制度だけの問題にシフトしたのではないかと。本当は、経営者及びその廻りの人々の問題じゃないかという話がありましたけれど、その人がどういう人なのか、それをベースにして入札制度は考えられない。やはり入札制度を改革するという時には、客観的な仕組みを考えていかなければならない。その時に出てきたのは、金額とか、あるいは総合評価方式で客観的に評価できるものに基づいて入札をするという形になっております。だから、人とかそういうものが大事だということが分かって、それを制度の中に組み込むのは難しい。

【個別事業者】

我々がこういう意見を述べる場というのは、中々ございません。こういう基本的なことが現場でおきていて、改めてそのところを入札制度に関しても、最低制限価格にしても考えていただかないと。直工がありますよ、経費もみえますよ、では最低制限価格を設定する時には、どこを削っていくのですか。見ているといった部分を削っているのではないですかと、私は言いたいのです。直工も本当にロスが無い部分で設計されているが、それは5%削りましょう。では、共通仮設費は何%削りましょう、一般管理費は何%削りましょうというふうにして、最低制限価格を決定しているのではないですか。見ている見るといいながら、じゃあどこの項目を削ったのかと私は、言いたいのです。全部見られているのが予定価格であれば、落札率も100%が妥当な金額ではないか、それが最低制限価格ではなかろうかと私は思うのです。直工費から積み上げていった経費、それが一番最低の金額ではないのかと思っております。

もう一つ、消防団員を雇うことによって会社はかなりの不利益を被ります。その評価だけで雇っていいのかなと思う処もあります。さらには、災害応援協定というものがあります。我々の組合と市で災害防止協定を結んでいるので、このように県とだけではなく地元の自治体と結んでいる協定も評価の対象としていただきたいと思っております。

【美馬委員長】

その地域の市町村と結んでいる協定を、県の評価に生かせるかどうかについては、事務局どうですか。

【入札監理課長】

市町村での災害応援協定については、県の入札制度ということもありまして、現在は評価の対象とはしてございません。市町村毎にそれぞれ協定の結び方が様々でして、市町村と結んでいるからといって、県の評価対象にはしてございません。ただ、県の建設業協会としか県は締結しないということではないと認識しております。

【個別事業者】

では、我々が入札制度に関わる様に加点される様に災害応援協定を結ぶにはどのような方法をとったらいのかお聞きしたい。

【入札監理課長】

災害応援協定につきましては、地域貢献としての評価ですので、地元での協定を結んでいることで、地元で工事があった場合に評価される仕組みでございます。ですから、県本庁と結ぶのか、建設事務所を経由してあるいは農林事務所と結ぶのか、それは様々あると思いますが、県の組織と災害応援協定を締結していただければ、評価対象とすることは可能だと思います。

【個別事業者】

災害応援協定を結ぶ方法というのは、出先機関と結ぶのは分かるのですけれども、結ぶ方法というのは、個別業者でできるのか団体を組まないといけないのですか。

【入札監理課主幹】

現在、各建設事務所の方で建設業協会の方と結んでいるという実態がございますが、協会以外の方を排除するとかそういったことは考えてございませんので、ぜひ建設事務所の方にご相談されて、実際どうすればいいかと話を進めてもらえればと思います。

【美馬委員長】

他にみなさんいかがですかね。

【安齋委員】

元請下請関係の中で、発注者側にも対応のまずさがあるというのは、具体的にどういうことですか。

【個別事業者】

建設事務所もワンデーレスポンスということで、対応もどんどん早くなっておりますが、以前はなかなか監督員が現場に来られず、検査も出来ないなどのロスが多かったです。最近では社内検査でやりなさい等の指示がすぐに来るので、だいぶ改善はされてきましたが、そういったロスの時間が公共工事にはあるということです。

【美馬委員長】

他にみなさんいかがですかね。最後に一つ、先程の落札率100%という話でしたけど、こちらでは積み上げ方式で予定価格を作ります。でも入札制度である限りは、競争というのが第一にあります。だから競争して努力する所は取れるということがありますので、最低制限価格を100%で設定するという事はあり得ない。必ず競争で努力する所が報われる様な仕組みが必要なのです。

【個別事業者】

私が言いたいのは、その積算根拠というのは、積み上げ方式というのはそれでいいんですかということです。積算基準では1人当たり7,700円です。ところが我々は12,000円位払います。このような積み上げ方式でいいのかと。国で決めたと言われてしまうと、我々どうしようもないのですが、その様な積算で直接工事費が出て、それで競争させるといって100%でないといえぬ我々にはできないですよという話です。入札制度は競争ですから競争させるのは良いと思います。けれども、その競争させる最低制限価の設定が今までは悪かったと思うのです。60%、70%、80%では適正ではなかったということだと思っております。

【美馬委員長】

私達は、100%でも結構だと思っているのですよ。入札する方の、責任でしょうと。

【個別事業者】

我々も自治体の方々に、「何も安い値段で入れろとは、いいいけませんよ、競争ですから構わないですよ。」とよく言われます。でも、自治体側が積算をしている値段であって、我々が積算している値段ではないのです。それは自治体の方から、「こういう値段でやりなさいよ、積算根拠はこうですよ、これであなたの方でできるでしょう。」と。積算単価は福島県どこでも一律です。豪雪地帯の制度もありますが、雪があるところは、それだけでなかなか判断できないところがあります。夏に工事がなくて、冬になってくると増えてくる。県でも発注体制とかを考えていただきたいと思っております。

【美馬委員長】

その地域ごとに季節のやりやすい・やりづらいはありますので、その辺も視野にいれながら入札を適宜やっていく必要があると思っております。

(個別事業者退席)

(以下、公開にて審議)

【美馬委員長】

それでは、次に各委員の意見交換に移りたいと思っております。どなたか意見交換したい議題がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【美馬委員長】

それでは、次にその他に移ります。始めに報告事項がございます。事務局説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料6により説明)

【美馬委員長】

今の報告のあった件につきまして、ご質問ございますか。

【安齋委員】

低入札価格調査の方でお聞きしたいのですが、失格した原因はどのようなことが考えられますか。

【入札監理課長】

失格基準そのものは公表されておりますので、積算が正確になされていけば見積内訳書を失格基準に該当しない様に見積もっていくということは、可能かとは思いますが、工事の内容によっては精密な見積ができなかった、あるいは正直に書いてきて引っ掛かったかのどちらかだろうと思いま

す。

【安齋委員】

単純な誤りですか。

【入札監理課長】

引っ掛かった理由が積算を間違ったとかどうかということまでは、こちらでは確認してございませんので、そこまでは把握しておりません。

【美馬委員長】

他にいかがですかね。一番目の案件は、県がこういう形でやるという報告でございます。裏の面に付きましては、失格についての状況を調べた結果が出てきたということでございます。よろしゅうございますか。その他委員のみなさんから何かございますか。事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の日程調整の為、皆様のお手元に日程確認表をお配りさせていただいております。御手数をおかけしますが、1月24日来週火曜日頃までに事務局の方に御提出を宜しくお願いいたします。

【美馬委員長】

みなさんよろしく申し上げます。なお、本日の意見聴取の結果に付きましては、今後の入札制度の検討に活かしていかなければならない課題だと認識しておりますので、事務局の方で要約して各委員に配付することになっております。本日の議事については、これで終了いたします。

(閉会)

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして第35回福島県入札制度等監視委員会を閉会いたします。